令和６年度～令和１０年度
浜松市三ヶ日総合福祉センター
浜松市三ヶ日児童館

指定管理者募集要項

浜松市北区　社会福祉課

令和５年６月

浜松市三ヶ日総合福祉センター・浜松市三ヶ日児童館指定管理者募集要項・目次

１　浜松市三ヶ日総合福祉センター・浜松市三ヶ日児童館の概要・・・・・・・・・・・・　１
２　指定管理者が行う業務の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
３　指定管理期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
４　指定管理料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
５　利用料金の規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
６　事業所税の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
７　利用料減免の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
８　指定管理料の上限額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
９　応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
１０　提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
１１　指定管理者の募集及び選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
１２　指定管理者の公募に関するスケジュール（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・　６
１３　募集要項の配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
１４　募集要項に関する照会、質問事項の受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
１５　応募者説明会及び施設見学会、ヒアリング・プレゼンテーションについて・・・・・　７
１６　提出書類の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
１７　費用の負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
１８　障がい者の雇用促進・就労支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
１９　選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
２０　実績の反映について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
２１　選考結果のお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
２２　提出書類の取り扱いと情報の公開について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
２３　指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
２４　特記事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
２５　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

※別紙　　指定管理者選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

【添付書類】

指定管理者公募に関する参考資料

指定申請関係書類

浜松市三ヶ日総合福祉センター及び浜松市三ヶ日児童館 指定管理者募集要項

1　浜松市三ヶ日総合福祉センターの概要

（1）名称　　浜松市三ヶ日総合福祉センター
　　浜松市三ヶ日児童館

（2）所在地　浜松市北区三ヶ日町宇志８０３番地

（3）施設概要等

・竣工時期　　平成７年１０月　構造等　鉄筋コンクリート造２階建　（新耐震基準）

・敷地面積　　８，６１８.２９㎡　　延床面積　３，０１０.５３㎡

・施設内容　　①浜松市三ヶ日総合福祉センター

１階　　事務室（一部）、研修室、機能回復訓練室他　屋外駐車場

１階別棟　自転車置場、屋外便所、屋外倉庫（一部）

２階　　入浴施設、娯楽室、集会室他

②浜松市三ヶ日児童館

２階　　児童室

※　各階の詳細は別紙見取り図参照（資料１）

（4）施設の設置目的

浜松市三ヶ日総合福祉センターは、市民の福祉の向上と健康増進を図ることを目的に、浜松市三ヶ日児童館は、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し情操を豊かにすることを目的に設置された施設です。

浜松市三ヶ日総合福祉センター及び浜松市三ヶ日児童館の管理運営にあたっては、浜松市三ヶ日総合福祉センター条例、浜松市児童館条例、条例規則及び関係法令並びに関連する諸規定に基づき、効率的な管理運営を行うものとします。

（5）開館時間

・浜松市三ヶ日総合福祉センター　　午前８時３０分～午後５時１５分

・入浴施設　　午前１１時～午後７時３０分

・浜松市三ヶ日児童館　　午前９時～午後５時

※　開館時間は、市との協議により変更（延長）が可能です。

（6）休館日

・浜松市三ヶ日総合福祉センター

土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（入浴施設を除く）、

年末年始（１２月２９日～１月３日）

・浜松市三ヶ日児童館

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（１２月２９日～１月３日）

※　休館日は、市との協議により変更が可能です。市長の承認を得て、臨時に休館することが可能です。（施設清掃、電気保安管理による休館日も承認により決定）

※　休館日の詳細は、浜松市三ヶ日総合福祉センター条例及び浜松市児童館条例をご覧ください。

（７）年間利用者数、主な利用者

令和２・３・４年度利用者数　（人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
研修室、多目的室等の利用	１５，２８９	１５，０３８	１５，１０３
入浴施設	１２，２５７	１３，７１８	３，９５６
自由来館	４，４４１	３，３０１	３，０２５
児童館	６，３２７	８，４６２	６，３０５
合　計	３８，３１４	４０，５１９	２８，３８９

主な利用者：浜松市北区を中心とした浜松市民、近隣市町（湖西市、豊橋市等）

※令和４年度は入浴施設の内壁修繕工事のため利用休止期間あり。（令和４年７月２５日～令和５年３月３１日）

（８）法令等の規定

地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則、国民の祝日における浜松市公の施設の開放に関する条例、浜松市三ヶ日総合福祉センター条例及び同条例施行規則、浜松市児童館条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下「指針」という。）

（９）現在の指定管理者に関すること（管理者名・指定期間）

管理者名：社会福祉法人　浜松市社会福祉協議会

指定期間：平成３１年４月１日～令和６年３月３１日（５年間）

２　指定管理者が行う業務の範囲

（１）浜松市三ヶ日総合福祉センター及び浜松市三ヶ日児童館の運営及び維持管理に関すること

（２）浜松市三ヶ日総合福祉センター条例第３条に規定される事業の実施に関すること

（３）浜松市児童館条例第３条に規定される事業の実施に関すること

（４）施設の適正な維持管理のための公募仕様書（別添）に記載する業務に関すること

※　浜松市との協議により、施設のＰＲや利用者の利便性向上、また、市民サービスの向上を図るための自主事業が可能です。施設の一部を使用する場合は、別途市の許可が必要です。

３　指定管理期間

令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで（５年間）

４　指定管理料

会計年度（４月１日から翌年３月３１日）ごとに支払い、毎月の後払いとなります。

指定管理者は毎月の末日から１０日以内に市へ請求書を送付し、市は請求書を受理した日から３０日以内に支払います。

利用料金制を採用しているので、施設の管理に要する費用と、指定管理者の提案する利用料金見込み額の差額を指定管理料として支払います。

※昨年度の電気料等の著しい価格上昇など、将来的な価格変動の見通しが困難であるため、指定管理料のうち、電気料等は精算を行うこととします。精算の方法は、基本協定書（案）「電気料等の清

算に係る特記事項（令和５年度選定施設に係る特例措置）」をご確認ください。

５　利用料金の規定（以下の上限の範囲内で指定管理者が設定できますが、市の承認が必要です）

入浴施設　小人　１人１回につき２００円　　大人　１人１回につき３１０円

※　利用料金の詳細は、浜松市三ヶ日総合福祉センター条例をご覧ください。

なお、国民の祝日における浜松市公の施設の開放に関する条例により敬老の日は無料です。

６　事業所税の有無

市税条例施行規則により全額免除となりますが、申告が必要になる場合がありますので、浜松市財務部市民税課へ確認してください。

７　利用料減免の手続

浜松市三ヶ日総合福祉センター条例第１５条に基づき、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができます。

なお、利用料金の減免に関する詳細は、浜松市三ヶ日総合福祉センター条例及び条例施行規則をご覧ください。

８　指定管理料の上限額

管理に関する市の負担額の上限額となります。年度ごとの金額及び合計額を超えた提案額は失格となります。

・合 計　　金１９０，０５０，０００円

（内　訳）　・浜松市三ヶ日総合福祉センター

令和　６年度　　２６，１５０，０００円
令和　７年度　　２６，１５０，０００円
令和　８年度　　２６，１５０，０００円
令和　９年度　　２６，１５０，０００円
令和１０年度　　２６，１５０，０００円
計　１３０，７５０，０００円

・浜松市三ヶ日児童館

令和　６年度　　１１，８６０，０００円
令和　７年度　　１１，８６０，０００円
令和　８年度　　１１，８６０，０００円
令和　９年度　　１１，８６０，０００円
令和１０年度　　１１，８６０，０００円
計　５９，３００，０００円

※上記の金額は、すべて消費税及び地方消費税率（１０％）を含みます。

※応募の際は、税率１０％の税込金額を記載してください。なお、基本協定締結日以後に消費税率の変更があったときは、協定額は消費税及び地方消費税相当額を変更後の税率によるものとします。

９　応募資格（次の条件を満たす団体に限ります。）

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する団体でないこと

（２）会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続が終了していない団体でないこと

（３）浜松市から入札参加停止を受けている団体でないこと

（４）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人および精算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体でないこと

（５）暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと

（６）法人市民税等の市税、法人事業税及び法人税を滞納している団体、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない団体又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない団体のいずれにも該当しないこと

（７）指針第１０条に規定する指定管理者選定会議の委員（当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。）が役員等となっている団体でないこと

（８）浜松市の市議会議員が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第９条第４号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）又は本市の請負の業務を請け負うこととなるものに限る。）でないこと

（９）浜松市の市長、副市長、教育長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務又は、本市の請負の業務を行うこととなるものに限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの２分の１以上を出資している法人を除く。）でないこと

（10）過去３年間に条例第１３条に規定する指定の取り消しを受けた団体でないこと

（11）共同事業体による応募について

・共同事業体による応募は可とする

（12）同一の施設に係る応募において、他のグループに属している団体でないこと

（13）浜松市三ヶ日総合福祉センター及び浜松市三ヶ日児童館の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力がある団体

（14）浜松市三ヶ日総合福祉センター及び浜松市三ヶ日児童館の管理運営を行う上で必要となる許可、認可等を有する団体

１０　提出書類

提出部数　①紙文書　正本１部、副本５部

②ＰＤＦデータ一式（ＣＤ－Ｒ等の光学記憶媒体、メール不可）

※提出データごとにファイル名をつけてください。

例：（7）設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの

→（７）設立趣旨

（７）事業内容

※電子データで提出できない書類がある場合はご相談ください。

※市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。

（１）指定申請書（別紙１　第３号様式）

（２）宣誓書及び同意書（別紙２　第４号様式）

（３）役員名簿　（別紙３　第４－２号様式）

（４）履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書（証明日は３か月以内の日付であること）

（５）定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

（６）過去３年間の貸借対照表、損益計算書（収支計算書）など経営状況のわかるもの

（７）設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの

（８）①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その３の３」（証明日は３か月以内の日付であること）

②直近２年間の法人事業税の納税証明書（本社、本店及び支社、支店、営業所等が静岡県内にない場合は、その所在する都道府県のものをご提出ください）

※指定管理者に選定された場合、①及び市税完納証明書は、毎年度終了後、事業報告書の添付書類として提出していただきます。ただし、市税完納証明書については、「市税の納付又は納入状況確認に関する同意書」を指定期間中１回提出することにより、毎年度の提出を不要とします。

（９）「市外に本店を有し、市内に営業所等を有する者」として応募する場合は、以下のいずれか

①委任状（別紙４　第４－３号様式）

②法人市民税確定申告書（第２０号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第２２の３号様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの）

(10) 提案資料の取扱いに関する回答書（別紙５　第４－４号様式）　※詳細は２２（４）参照

(11) 浜松市三ヶ日総合福祉センター・浜松市三ヶ日児童館指定管理者事業計画書（別紙６　第５号様式）（全期間分）

(12) 提案資料

(13) 共同企業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等

※共同企業体の場合、（２）～（９）は構成団体全てについて書類を提出してもらいます。

１１　指定管理者の募集及び選定方法

（１）指定管理者の選定方法

指定管理者の選定は、公募により、応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる選定とし、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

（２）選定にあたっての審査方法等

指定管理者の選定にあたっての審査は「北区指定管理者選定会議設置要綱」に基づき「北区指定管理者選定会議」（以下「選定会議」という。）を開催し、選定基準に基づいて審査します。

（３）選定結果等の通知

審査の連絡は、提案書類を提出いただいた応募者に対して速やかに通知します。

（４）協定の締結

市は、優先交渉権者（候補者）との細目協議、仮協定の締結、候補者を指定管理者とする市議会の議決を経て、指定管理者として指定し、市と指定管理者は本協定を締結します。

（５）次点交渉権者との交渉

優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者を候補者として協議を行うものとします。

１２　指定管理者の公募に関するスケジュール（予定）

令和５年６月３０日（金）～８月１４日（月）	募集要項のホームページ掲載及び配布
６月３０日（金）～７月１４日（金）	募集要項に関する照会、質問事項の受付
７月１０日（月）	応募者説明会申込期限
７月１２日（水）午後	応募者説明会、施設見学会
７月２４日（月）予定	質問事項に対する回答
６月３０日（金）～８月１４日（月）	提出書類の申請受付
８月中旬　～　８月下旬	選定会議委員及び所管課から応募者への質問期間

※応募書類に基づく事前質問を、応募者あてに行います。

質問の回答は、ヒアリング・プレゼンテーションの際に伺いますので、ご準備願います。

９月７日（木）予定	ヒアリング・プレゼンテーションの開催
	候補者選定のための選定会議
９月下旬	優先及び次点交渉権者の決定と全応募者への通知
１０月中旬	仮基本協定の締結
１２月中旬	指定管理者の指定（令和５年１１月市議会議決による）
令和６年１月上旬	基本協定締結
１月上旬～３月下旬	指定管理者職員実地研修、引継ぎ等

１３　募集要項の配布

募集要項は、令和５年６月３０日（金）から８月１４日（月）まで配布いたします。

・配布場所　：浜松市 北区 社会福祉課

〒431－1395　浜松市北区細江町気賀３０５番地

電話：０５３－５２３－３１１１

・配布時間：　午前９時～午後５時

※土、日曜日及び祝日は閉庁日のため、配布はいたしません。

また、募集要項は浜松市ホームページからもダウンロードできます。

【浜松市ホームページの掲載場所】

市トップ→創業・産業・ビジネス→指定管理者制度→公の施設における指定管理者制度

１４　募集要項に関する照会、質問事項の受付

○募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

・受付期間：令和５年６月３０日（金）から７月１４日（金）までとします。

時間：午前９時～午後５時

・受付方法：募集要項の内容に伴う「質問書」（別紙７）に質疑主旨を簡潔にまとめて記入の上、下記まで提出してください。

・質問に対する回答：質問内容及び回答は、説明会への参加団体及び質問書提出団体あてに、質問者の名前を伏せて電子メールにて一斉回答します。（回答日：令和５年７月２１日（金）予定）

※質問は、必ず郵送、ＦＡＸ、または電子メールのいずれかの方法でお寄せください。電話での質問は受付しません。

【質問事項に関する照会、質問事項の送付先】

浜松市 北区 社会福祉課　地域福祉グループ　担当：宮崎、川島

〒431-1395　浜松市北区細江町気賀３０５番地

ＦＡＸ：０５３－５２３－１１１９

E-mail：　n-syafuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

１５　応募者説明会及び施設見学会、ヒアリング・プレゼンテーションについて

○指定管理業務等についての説明会及び施設見学会を開催します。

・日　　時　　令和５年７月１２日（水）　午後１時３０分～　説明会
　　説明会終了後　　施設見学会

・場　　所　　浜松市北区三ヶ日町宇志８０３番地　　浜松市三ヶ日総合福祉センター

・参加人数　　各団体２名まで

・持 ち 物　　募集要項等配布資料

※説明会及び施設見学会に参加される場合は、事前に参加申込書（別紙８）へ必要事項を記入の上７月１０日（月）午後５時までに、メールまたはＦＡＸでお申し込みください。

※説明会参加の有無が選定に影響を及ぼすことはありません。

○ 指定管理業務等についてのヒアリング・プレゼンテーションを開催します。

・日　　時　　令和５年９月７日（木）予定

・場　　所　　浜松市北区細江町気賀３０５番地　浜松市北区役所（予定）

※詳しくは、指定申請書等、提案書類を提出した方へご案内します。

１６　提出書類の提出

提出書類は、令和５年６月３０日（金）から８月１４日（月）までに、浜松市 北区 社会福祉課に提出してください。（期限内必着。郵送可）

受付時間：午前９時～午後５時(ただし、土日・祝日を除く)

１７　費用の負担

提出に関して応募者が要する費用については、それぞれの応募者の負担とします。

１８　障がい者の雇用促進・就労支援について

障がい者の雇用を促進するため、障がい者の雇用促進・就労支援について積極的に提案をしてください。

１９　選定基準

別紙のとおり

２０　実績の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、下記のとおり実績を反映するものとします。ただし、共同企業体で構成員が変更となった場合や、募集単位を見直した場合は対象となりません。

（１）プレゼンテーションについて

次期選定時の選定会議でのプレゼンテーションは、現指定管理期間の状況報告を含んだ内容とし、一番初めに行っていただきます。

（２）事後評価の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、毎年度の事後評価結果を、選定時の評価に反映させるものとします。

反映の方法は、毎年度の事後評価結果の総合得点ごとに定める「加算率」を合計し、評価を受けた年数で除して得られた割合「総加算率」を、次期選定時評価点に乗じ、得られた点数を加減点するものとします。ただし、指定管理の最終年度は、選定時期以降に評価が行われるため未算入とします。

総合評価得点（事後評価）	得点の意味	加算率
80点以上	特に優れている	＋5.0%
70点～80点未満	優れている	＋2.5%
60点～70点未満	適正である	0.0%
40点～60点未満	努力が必要である	－2.5%
40点未満	かなりの努力が必要である	－5.0%

【加減点例】指定管理期間5年間のケース

区分	指定管理期間				A	A/4	
	1年目	2年目	3年目	4年目			
事後評価点数	67.4	70.4	69.2	70.2	計	総加算率	※小数点第2位以下切り捨て
加算率	0.0%	＋2.5%	0.0%	＋2.5%	＋5.0%	＋1.2%	

選定時評価点75.4点　×　1.2%　＝　0.9点を加点

（３）遵守事項の不履行について

毎年度の事後評価において、当該年度の実績が下記減点項目に該当する場合、それぞれの減点項目に応じて次期選定の評価から減点（４年目の事後評価までの累計点を減点）します。毎年度の減点の状況は、事後評価結果とあわせて公表します。

《減点項目》

・提案した業務及び自主事業の不実施
・労働基準監督署の調査（臨検監督）により是正勧告書が交付された場合や、その他関係法令の遵守に係る指導を受けるなどの法令違反
・当該施設に関係する重大な事故又は不祥事があった場合

・加入すべき保険の未加入
・事業報告書の記載不足、重大な誤記載等
・事業報告書の提出期限超過

２１　選考結果のお知らせ

応募者全員に、令和５年９月末日（予定）までに文書にてお知らせします。

２２　提出書類の取扱いと情報の公開について

（１）提出書類の不返却

提出された提出書類は返却しません。

（２）指定管理者選定に関する情報の公表

指定管理者の指定に関する情報は、すべての応募者について次の事項を公表します。

①応募者の名称

優先交渉権者（候補者）は、所在地も公表します。優先交渉権者（候補者）が共同事業体の場合は、構成員すべてについて公表します。

②選定理由（優先交渉権者のみ）

③提案の概要

④提案金額

⑤評価内容

⑥評価結果（点数）

※合格点は別紙選定基準参照

（３）情報公開について

提出書類は、公平性、透明性を期すために「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が選考に関する応募書類の公表が特に必要と判断する場合には、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報を除き、原則公開又は公表するものとします。なお、公開又は公表する場合の提出書類の使用に関する費用は、無償とします。

（４）提案資料の取扱いに関する回答書

提出書類のうち、応募者が作成した提案資料についても（３）に記載のとおり原則として公開又は公表しますが、例外的に、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報（応募者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより応募者の正当な利益を害する情報等）は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が応募者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、次のとおり回答書及び関連資料の提出をお願いします。

提出物　・提案資料の取扱いに関する回答書「別紙５」
・応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料（提案資料の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したものを提出。ただし、文字が消えるような塗りつぶしはしないでください。）

※提出いただいた資料の該当部分の非公開又は非公表を確約するものではありません。

※「応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分

かる資料」は、１０提出書類に規定する提出部数に関わらず１部のみ提出で構いません。

２３　指定管理者の指定について

指定管理者の候補者選定後、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、浜松市議会に候補者を指定管理者に指定する議案を提案し、議決を受けることとなります。（令和５年１１月定例会提案予定）

なお、指定管理者の指定を受けられない場合において、候補者が本件に関し支出した費用については、一切補償しないものとします。

２４　特記事項

（１）三ヶ日総合福祉センターの「いのはなの湯」は、施設開設当初から長きに渡り愛され続けている公共の入浴施設です。大浴場での入浴は、ふれあいの場として生きがいの促進や健康増進に大変効用があり、市民の余暇活動の場としても大いに期待されていますが、近年は利用者数が伸び悩んでおります。新たな利用者の開拓、利用者数の増加を目指し、三ヶ日地域はもとより市内外から利用者を呼びこむ効果的で独創性のある利用促進策を提案願います。

（２）施設利用者の利便性向上のため、利用料徴収にキャッシュレス決済端末を１台以上導入してください。初期導入費用とランニングコストは指定管理料に含まれています。なお、新紙幣対応型の券売機への変更は、市が対応する予定です。

２５　その他

市では今後、新たな財源の確保、施設の良好な管理運営、民間事業者の広告活動機会拡大を目的に、ネーミングライツ（市の施設等に愛称を命名する権利）の導入を積極的に行っていく方針です。

本施設においても、指定管理期間中にネーミングライツ導入の可能性がございます。

問い合わせ先　　浜松市北区社会福祉課　　地域福祉グループ　担当者　宮崎、川島
電　話：０５３－５２３－３１１１
ＦＡＸ：０５３－５２３－１１１９
E-mail：　n-syafuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

別 紙

浜松市三ヶ日総合センター及び浜松市三ヶ日児童館指定管理者選定基準

評価項目		配点	得点
1	施設運営管理方針に関する項目（合格点４．４点以上）		
	(1) 施設の性格や目的の理解	4	
	(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	
	小 計	8	
2	事業提案（計画）に関する項目（合格点３０．２５点以上）		
	(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	4	
	(2) 施設の管理体制・運営職員の配置（責任性・実行性）	8	
	(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	8	
	(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	8	
	(5) 市民サービスの向上・利用促進（利用満足度）	１０	
	(6) 自主事業（独創性）	7	
	(7) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	6	
	(8) 平等利用（平等性）	4	
	小 計	５５	
3	指定管理者に関する項目（合格点８．２５点以上）		
	(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	5	
	(2) 施設の運営実績（団体の能力）	5	
	(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	5	
	小 計	１５	
4	活動拠点に関する項目		
	(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	
	(2) 各種認定等の有無	1	
	小 計	4	
5	指定管理料に関する項目（１）（合格点４．４点以上）		
	収支計画の妥当性	8	
	小 計	8	
6	指定管理料に関する項目（２）		
	$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times$ 配点	１０	
	小 計	１０	
現指定期間の実績に基づく加減点			
合 計		１００	

〈選定条件〉

１ 評価項目１、２、３及び５の各小計において、配点の55%以上（合格点）であること。

２ 前１の条件を満たす者のうち、合計点が最も高い者を優先交渉権者（候補者）とする。

３　４の「(2)各種認定等の有無」は、高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の認定、ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証、外国人材活躍宣言事業所の認定、企業のCSR活動表彰（以上、認定等主体浜松市）、健康経営優良法人の認定（認定主体経済産業省）事業者を加点する。共同事業体の場合は、共同事業体数で按分する。

４　６の評価点は、指定期間中の総計で行い、配点を上限とする。

５　現指定管理者から応募があった場合、現指定管理期間の事後評価結果に基づき加減点を行う。なお、加減点の算出方法は、募集要項「20実績の反映について」のとおりとする。